

# 法令等による指定

健康保険法による保険医療機関

生活保護法による指定医療機関

結核予防法による指定医療機関

労災保険指定病院

労災保険二次健診等給付医療機関

難病指定医療機関

小児慢性特定疾病指定医療機関

平成27年1月1日現在